

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

えん罪は、最大の人権侵害の一つである。えん罪被害者を救済するための制度である再審については、現行の刑事訴訟法には再審請求手続の審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている状況にあり、事件を担当する裁判官によって再審請求手続の審理のあり方に大きなばらつきが生じている。

その中でも、とりわけ大きな問題となっているのが証拠開示の問題である。現行法には、捜査機関の手元にある証拠を提出させることを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。

その結果、請求人の無実を示す証拠が裁判所に提出されず、えん罪被害者が救済されないことも起こり得る。さらに、再審開始決定がなされても、検察官が不服申立てを行う場合があり、請求人の救済が遅れる原因となる。

したがって、再審請求手続において再審開始決定がなされた場合には、速やかに再審公判の手続に移行し、公開の法廷において、改めて有罪・無罪の判断を行う審理をすべきであって、再審開始決定に対する不服申立ては法改正によって制限されるべきと考える。

よって、国及び政府においては、えん罪被害者を早急に救済するため、次のとおり、刑事訴訟法の再審規定（再審法）を速やかに改正するよう当市議会は強く要望する。

- 1 再審請求手続における証拠開示を制度化すること。
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月23日

藤 沢 市 議 会

衆 議 院 議 長	} あて
参 議 院 議 長	
内 閣 総 理 大 臣	
法 務 大 臣	